政令第百二十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第百六十六号」を「第百六十号」に改め、第七十一号を削り、第七十二号を第七十一号とし、第七十三号を第七十二号とし、第七十四号を削り、第七十五号を第七十三号とし、第七十六号から第八十一号までを二号ずつ繰り上げ、第八十二号を削り、第八十三号を第八十号とし、第八十四号から第八十七号までを三号ずつ繰り上げ、第八十八号を削り、第八十九号を第八十五号とし、第九十号を削り、第九十一号を第八十六号とし、第九十二号から第百十二号までを五号ずつ繰り上げ、第百十三号を削り、第百十四号を第百八号とし、第百十五号から第百二十九号までを六号ずつ繰り上げ、第百三十号を削り、第百三十一号を第百二十四号とし、第百三十二号を第百二十五号とし、第百三十三号を削り、第百三十四号を第百二十六号とし、第百三十五号から第百六十六号までを八号ずつ繰り上げ、同条に次の二号を加える。

百五十九　原子力災害影響調査等交付金

百六十　農林水産基盤整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額

附　則

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　平成二十三年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

3　この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
法務大臣　小川　敏夫
外務大臣　玄葉光一郎
財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　平野　博文
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志
防衛大臣　田中　直紀

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十四年四月六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百二十六号

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二十四条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令（平成十一年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第八条中「平成二十三年五月二十五日から平成二十四年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月六日から平成二十五年三月三十一日まで」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

株式会社企業再生支援機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十四年四月六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百二十七号

株式会社企業再生支援機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第四十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社企業再生支援機構法施行令（平成二十一年政令第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「三兆円」を「一兆六千九百九十億円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦

土地改良法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十四年四月六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百二十八号

土地改良法施行令の一部を改正する政令

内閣は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十五条第一項、第八十五条の二第一項、第八十五条の三第六項、第八十九条の二第十四項及び第百二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項第一号の五の次に次の一号を加える。

一の六　米穀の生産の転換を図るために必要な農業用の排水施設の新設若しくは変更又はこれに附帯して施行することを相当とする農業用の用水施設の新設若しくは変更、区画整理、客土若しくは暗渠排水であつて、おおむね二十ヘクタール（離島の地域内において行うものにあつては、おおむね十ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

第五十一条の二中「国営土地改良事業」の下に「（東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成二十三年法律第四十三号）第二条第三項に規定する復旧関連事業を除く。）」を加える。

附則第三項を削る。

附則第四項第二号中「暗きよ排水」を「暗渠排水」に改め、同項を附則第三項とする。

附則第五項中「暗きよ排水」を「暗渠排水」に改め、同項を附則第四項とする。